

教育委員会との連携による
「自立活動」に関する研修の取組み

地域の小学校等が主体的に自立活動を実践していくために

上越教育大学 臨床・健康教育学系
藤井和子・坂口嘉菜

上越教育大学 学校教育学系

関原真紀

はじめに

上越教育大学について（上越教育大学HPより）

上越教育大学は、大学院（現職教員再教育）重点化を目指す大学であり、大学院における現職教員の再教育を行う中核的な機関として、学校現場に密接に関連した実践的な教育研究を行うことを基本的な目標とする。


- ・教育委員会等との連携により、教員養成の質的転換と研修機能の機能強化
- ・実務家教員と研究者教員のチーム・ティーチングによる授業をはじめとした教育・指導における連携の強化



養成と研修を一体的に捉えた実践的な教育研究



教職大学院の学校実習



自立活動研究会

通級担当教師との研究会

現職教師との学びのネットワーク

教育委員会との連携による「自立活動」に関する研修

実施の背景 I

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）2012（平成24）年7月23日初等中等教育分科会

特別支援教育は、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なもの

I（3）共生社会の形成に向けた今後の進め方

中長期：「障害者の権利に関する条約」批准後の10年間

短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」 (R3年1月)

Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である

2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

特別支援学級や通級による指導の担当教師には、通常の教育課程に基づく指導の専門性を基盤として、実際に指導に当たる上で必要な、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法、関係者間との連携の方法等に関する専門性の習得が求められる。

特に、児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められる。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、
協働的な学びの実現～（答申）（R3年1月）

特別支援学級や通級による指導の担当教師には、通常の教育課程に係る専門性を基盤として、特別な教育課程の編成方法、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、保護者支援、関係者間との連携の方法等に関する専門性

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 (令和4年3月)

教師の専門性の向上のための具体的方向性

- ・ 小学校等において、通常の学級と、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校の間で連携した指導の充実を図り、教師が協働しながら専門性の層を着実に厚くしていく仕組みをつくり、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やしていくことが必要である。
- ・ 校長は、校内の通常の学級と、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校との間で、交換授業や授業研究をするなどして、特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築に努めること。
- ・ 校長及び教育委員会は、特別支援学級や通級による指導におけるキャリアを積み、特別支援教育の中核として活躍する教師と、通常の学級も経験しながら全体的な学校経営の経験を積む教師とを計画的に育成する等の視点を持って人材育成を行うこと。

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム (R4年7月)

特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、自立活動、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付ける。

小学校学習指導要領

平成20，21年改訂小学校学習指導要領

第1章総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

小学校学習指導要領

平成29年告示小学校学習指導要領

第1章総則 第4 児童の発達の支援

イ 特別支援学級における特別の教育課程

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動**を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 通級による指導における特別の教育課程

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動**の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。



通常の学校の教育に自立活動を明確に位置付けた



教職員の専門性向上のための方策の中核に「自立活動」を置くこと 8

平成29年告示小学校学習指導要領

小学校学習指導要領 各教科等「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

通常学級教師に求められたこと（小学校学習指導要領解説総則編）

- ・ 障害の種類や程度を十分に理解して指導方法の工夫を行うこと
- ・ 障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない
- ・ 特別支援教育において大切な視点は、児童一人一人の障害の状態等により、学习上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うこと

教科学習の困難さへの通常学級教師の気づきには個人差がある（安藤，2009）

教師の気づきの個人差への対応が必要・・・教師間の連携に着目

「効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の**連携**に努めるものとする。」

教科指導を行う教師と自立活動の時間の指導を行う通級担当教師が**連携**して個別の指導計画を作成し、授業づくりについて検討するプロセスには、教師の学び合いがあるのではないか

自立活動とは(安藤, 2021)

・障害のある子どもは障害の状態や発達段階等が一人一人異なるため、自立活動の指導では予め何を、どのような順で指導するのかを明示できない。したがって、特別支援学校学習指導要領等では、自立活動の指導に関わる教育課程の編成や授業の計画、実施、評価・改善等について大綱的に規定し、弾力的な運用を可能にしている。

・自立活動では、学習の主体である子どもを起点にした、ボトムアップ型の着想と実態把握から指導目標及び指導内容の設定までの各要素を具体化する手続きが注目される。ここに個別の指導計画の概念を成立させ、作成義務化の根拠を見出せるのである。

・個別の指導計画作成は、

①一人一人の子供の実態等を把握し、

②課題を整理して、

③指導目標及び指導内容を設定する

を構成要素とすることから、授業の実施と授業の評価・改善に先行する授業のデザイン機能を担う。授業は何を(what)、どう(how)教えるかの実施段階に関心が集まるが、自立活動については、なぜこの指導なのか(why)を授業のデザイン機能に基づき明確化し、授業の実施につなげることに意義を見出せるのである。

自立活動とは

特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）第1章総則第2節

- (4) 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

通級指導教室での指導は、自立活動の時間の指導として位置づけられ、通級による指導は、各教科等の授業との密接な関連を保ちながら実施される。

第7章 自立活動

第1目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

- ・ 個々の児童生徒による主体的な学習活動である
- ・ 障害ではなく、個々の児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服
- ・ 指導目標・内容は、個々の実態に応じて個別に設定するために、個別の指導計画の作成・活用が義務付けられている
- ・ 障害種別に指導目標・指導内容が決まっていない
- ・ 個別の指導計画作成では、手続きの公正さが必要（安藤，2021）



手続きへの着目はどうか 教科の授業づくりと異なることに対する不安

第2 内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

6区分27項目は指導内容ではない

○人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と

○障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を検討して、その中の代表的なものを項目として六つの区分の下に分類・整理したもの

しかし

・障害の種別と内容が対応
(安藤, 1996)

第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い（抜粋）

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

個別の指導計画の目的の理解と作成・活用の手続きの追求の必要性

作成における手続きの公正さ（安藤，2021）

「自立活動とは何か」の学修が欠かせない

教育委員会との連携による「自立活動」に関する研修

実施の背景 2・・・自立活動の考え方の学修機会の課題

1. 通級担当教師育成の現状と課題

例) 言語障害

- ・ 草創期、通級による指導の制度化以前から内地留学による研修
- ・ 養護・訓練（自立活動）の理念についての学修の実態は曖昧（藤井，2013）
- ・ 現在は、OJTによる育成となり、育成の担い手は現職の通級担当教師

2. 通級担当教師との自主的な研究会においてみえてきたこと

- ・ 特別支援学校教諭免許状保有義務はない、一人配置であることも多い
- ・ 研修では、障害種別に構築された指導プログラムの習得に関心がもたれる
- ・ 指導内容を導くまでの「手続き」への着目が薄くなりがち



例) 構音障害を主訴（学習の遅れ、体育が苦手）

- ・ 構音指導を続けたが改善しない…指導のテクニックに原因帰属、子どもの困難は何か、困難を明らかにする手続きの見直しに至らないことがある

しかし、6区分を観点として、学級担任等複数教師で実態把握すると、多様な実態が見えてくる。この子どもの学習上又は生活上の困難が整理され、何をどのように指導したらよいかの計画が立てやすくなる。

→教科等の授業への動機づけが高まる。

個々の子どもの障害の状態の理解→指導すべき課題を導く手続きへの取り組みに課題

教育委員会との連携による「自立活動」に関する研修

3. センターの役割を果たす特別支援学校教師の自立活動に関わる学修の課題とその背景（安藤，2015）

教育職員免許法等における自立活動の専門性の位置づけ（安藤，2015）

第一欄：「自立活動にかかわる基礎理論」については、「特別支援教育の基礎理論」の内容の一部として取り上げられると考えられる。

第二欄：「教材内容に関する知識」「教授方法に関する知識」として各障害における自立活動に関わる教育課程、あるいは指導法として取り上げられる。

教員養成課程における自立活動にかかわる科目の開設状況（安藤，2015）

授業名に自立活動を掲げている教員養成大学・学部は、わずかである

その要因は、特別支援学校教諭免許状の取得にかかわる枠組みでは、自立活動を主に内容構成する科目の開設を必修としていないことが考えられる。

第一欄に自立活動の理念等に係るコア科目を配置し、第二欄の教育課程・指導法などへと架橋することが必要となる。

本学の強み

特別支援学校教諭免許科目第一欄に「自立活動」を冠した授業科目を設置

教育委員会との連携による 「自立活動」に関する研修

実施内容

「上越教育大学特別支援教育担当者資質向上 研修・養成」
令和2年度より、独立行政法人教職員支援機構委嘱事業の助成を得て実施。
上越市、糸魚川市、妙高市、柏崎市、長岡市（R4年度8月より）教育委員会と連携



教育センターの
研修としての
位置づけ

教育委員会との連携による 「自立活動」に関する現職研修

実施内容

1.独立行政法人教職員支援機構委嘱事業（R2年度～）による研修

研修等名：【NITS・上越教育大学教職大学院コラボ研修】

例) R3年度

1)多様な子どもたちの学びを支える通級担当教師の実態把握力向上のための研修

方法) オンラインによる講義、平日15時45分～16時45分

内容)

第1回 6月25日(金)自立活動の視点による実態把握

第2回 7月16日(金)子ども一人一人のニーズの理解と支援～実態把握における検査の活用～

第3回 7月30日(金)子ども一人一人のニーズの理解と支援～作業療法士の視点から～

第4回 8月19日(木)自立活動の個別の指導計画作成の意義・目的

第5回 9月 3日(金)子ども一人一人のニーズの理解と支援～通級による指導におけるICT活
用の実際～

第6回10月 6日(木)子ども一人一人のニーズの理解と支援～保健師の観点から～

第7回11月18日(木)子ども一人一人のニーズの理解と支援～複数の障害を併せ有している
場合～

第8回12月23日(木)子ども一人一人のニーズの理解と支援～不定愁訴のある子どもの場合～

第9回 2月 4日(金)子ども一人一人のニーズの理解と支援～ICTの工夫～

第10回 3月 8日(火)子ども一人一人のニーズの理解と支援～医師の観点から～

教育委員会との連携による 「自立活動」に関する研修

実施内容

2)通級による指導における自立活動の個別の指導計画を活用した授業づくり研修 —自立活動の個別の指導計画を活用した通級担当教師と在籍学級担任教師の連携モデル構築を目指して—

- ①上越市教育委員会・上越市立春日新田小学校とともに、自立活動の個別の指導計画を活用した教科の授業づくりを行った。
- ②通級担当：通常学級への出前授業の経験はあるが、通級児の自立活動を踏まえ担任等との協働による教科の授業づくりの経験はあまりない。
- ③学校の教科の授業研究：教科指導部と特別支援教育部の連携に課題

令和2年度の取り組みは、文部科学省 教育委員会月報 2021年8月号に掲載
上越市教育委員会指導主事山崎 彰氏執筆

https://www.mext.go.jp/content/20210827-mxt_syoto01-000017693_1.pdf

- ④自立活動の個別の指導計画は、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編及び安藤（2001）を参考に作成した。

- ⑤特別支援教育部と研究推進部とが連携し、教科の授業研究として実施した。

教育委員会との連携による 「自立活動」に関する研修

R3年度成果

1) 多様な子どもたちの学びを支える通級担当教師の実態把握力向上のための研修

参加者数：延べ数603人（内訳：教員481人（小学校400人、中学校51人、高等学校6人、特別支援学校24人）、大学院生64人、大学教員44人、市町村教育委員会指導主事11人、その他（医師、保健師）3人）※教育支援員等の参加が課題
第1回から第10回の研修会事後アンケート結果（回答数223）

●選択肢によるアンケート結果（抜粋）

①自身の経験や実践と研修内容を結び付けることはあったか

肯定的な評価が全体の95%

②研修内容は今後の指導に役立ったか

肯定的な評価が99.5%

●自由記述による感想、意見、要望等（抜粋）

①実態把握から手立てを立てに至るまでのカード整理法による実態把握など、分かりやすく勉強になりました。

②「子どものことを貪欲に知ろうとする」という言葉が一番印象に残りました。「先生が自分のことを分かろうとしてくれる」という気持ちが伝わることで関係が築け、子どもも「今度先生に会ったらこれ話そう」と通う意欲づけになるのかなと思いました。通級指導教室だけでなく、クラスの担任になっても大切にしていけるといいなと感じました。

③校長先生が特別支援に理解がある事が素晴らしいと思いました。ICTを活用した具体的な指導方法を教えていただいたので早速試してみたいと思います。²⁰

教育委員会との連携による 「自立活動」に関する研修

R3年度成果

2)通級による指導における自立活動の個別の指導計画を活用した授業づくり研修

●自由記述による感想、意見、要望等（抜粋）

- ①担任として、通級の職員とどうかかわっていくことが子どもにとって良いかを学んだ。
- ②通級指導教室を利用している児童が1つの単元の中で力を発揮していく姿が見られました。確実に連携の成果がみられた。しかし、ここまで丁寧に一人一人にかかわれるかという難しさを感じた。
- ③校内研修として全職員が参加でき、ありがたかった。
- ④通級と通常の学級担任が歩調を合わせ、児童の実態に合わせた授業を積み重ねていくことが大切だと感じた。



教育委員会との連携による 「自立活動」に関する研修について

実施内容

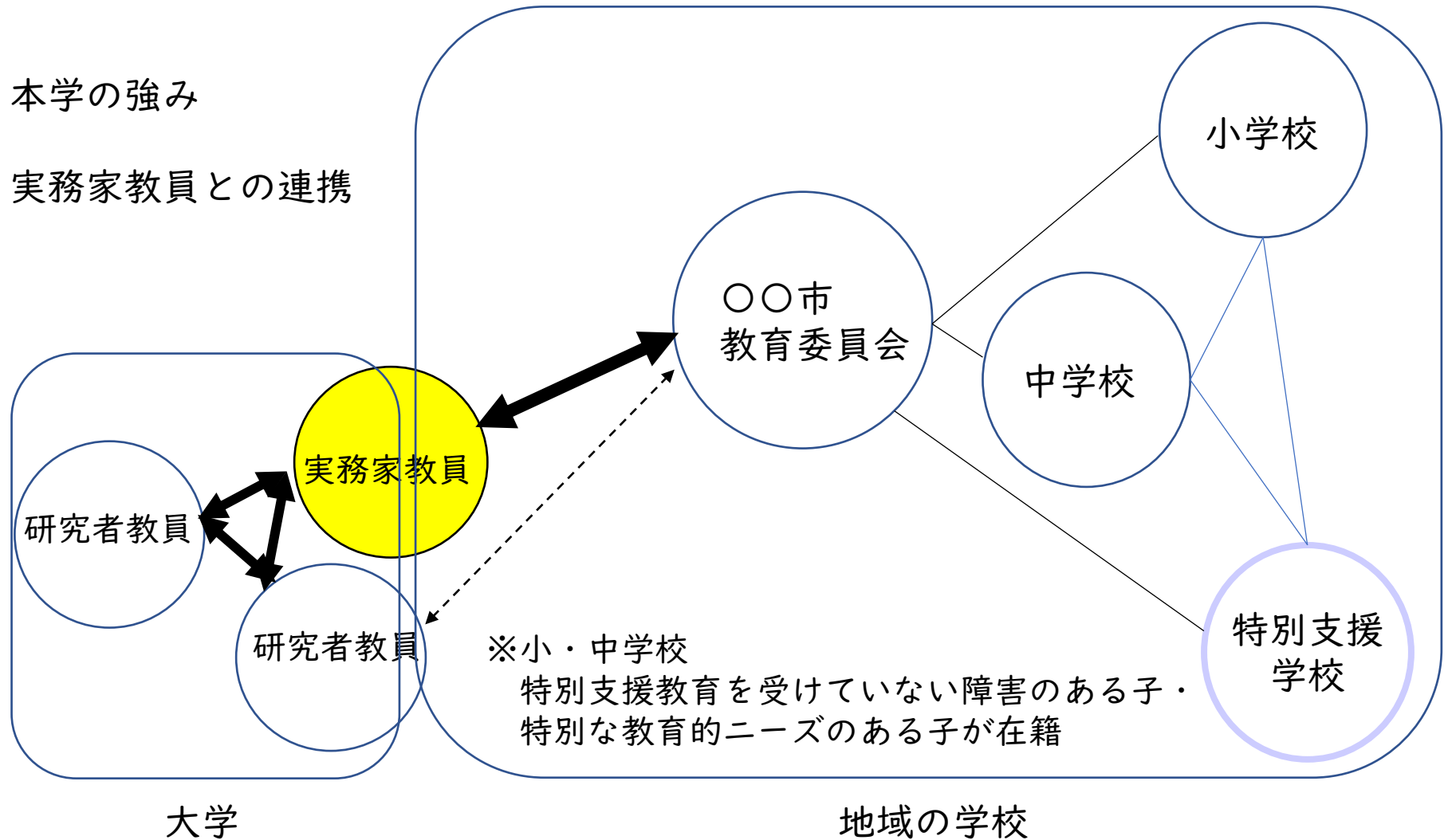
2. 「上越教育大学拡散型オンライン教員研修プログラム」 (Joetsu Spread Online Teacher Training Program) を活用した研修

- 1) テーマ：「特別支援教育の推進について」
- 2) 目的：特別支援教育の基本を市内の学校が共有し、各学校の実情に合わせて、特別支援教育に関わる体制等を見直し、充実を図る。
- 3) 対象：系魚川市立小・中学校及び特別支援学校の管理職
(系魚川市は、市立の特別支援学校を設置している自治体)
- 4) 実施日：令和4年7月20日(水) 10時～11時
- 5) 方法：双方向型オンラインシステム
- 6) 結果：各学校の実態に応じて、管理職による拡散研修が実施されている。

教育委員会との連携による 「自立活動」に関する研修実施の関連要因

本学の強み

実務家教員との連携



自立活動は教師が中心となって行うもの・養成と研修を一体的に実践していく関係性
→「個別最適な学び・インクルーシブ教育」の追求・実現

文献

安藤隆男(1996)養護・訓練の内容の選択とその関連要因.上越教育大学研究紀要 16(1), 161-170.

安藤隆男(2001)自立活動における個別の指導計画の理念と実践 明日の授業を創造する試み. 川島書店.

安藤隆男(2009)通常学級に在籍する脳性まひ児の教科学習の困難さに対する教師の気づき. 障害科学研究, 33, 187-198.

安藤隆男(2015)第5章自立活動の指導における教師の成長を支える研修.分藤賢之編著,新重複障害教育実践ハンドブック. 全国心身障害児童福祉財団.

安藤隆男(2021)新たな時代における自立活動の創成と展開—個別の指導計画システムの構築を通して—.教育出版

藤井和子(2013)内地留学経験のある新潟県言語障害通級担当教師の現職研修の実態と課題. 障害科学研究,37,115-128.

令和3年度NITS・上越教育大学教職大学院コラボ研修実施報告書.